

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）
（疾病対策課）

一 趣旨

地域自殺対策緊急強化交付金管理運営要領が改正され、緊急強化事業の実施期限が平成二十九年度末に延長されたことに伴い、埼玉県自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長する。

二 内容

設置期間を平成二十九年三月三十一日から平成三十年三月三十一日に改める。

三 施行期日

公布の日